雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 総合的な雇用対策について
- (1) 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、「緊急雇用創出臨時特例基金」を 積み増すとともに、同基金に基づく「緊急雇用創出事業」及び「重点分野雇用創 造事業」を継続・拡充すること。また、当該事業要件の見直しや新たな支援制度 の創設等、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じるこ と。
- (2) 雇用者と求職者との需給のミスマッチが発生するなど、雇用情勢が一層厳しいものとなっていることを踏まえ、ハローワークと都市自治体の連携強化等の就労支援対策の拡充、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策の充実、更に都市自治体が独自に実施する雇用対策について、十分な財政支援を講じること。
- 2. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。また、シルバー人材センター事業に対する 十分な財政措置を講じること。
- 3. 女性の就労機会の拡大を図ること。
- 4. 地域若者サポートステーションについて、委託期間を複数年度に改めるとともに、地域の実情を踏まえ、事業実施に係る費用について十分な財政措置を講じること。
- 5. ふるさとハローワーク(地域職業相談室)について、廃止に係る基準を緩和し、 設置の恒久化を可能とすること。
- 6. 雇用促進住宅について、雇用安定のための居住確保や、東日本大震災の復興支援 としての活用の継続が必要であることを踏まえ、入居停止中のものは再開したうえ で、国において管理を継続実施すること。